

KEMPOSでの中国特許出願入力の手引き

KEMPOSでの、中国特許出願の手続きについて説明します。
中国では特許法で、特許・実用新案・意匠をまとめて扱っていますが、ここでは特許出願について説明してゆきます。最初に概要を紹介し、後に各手続きの詳細について記述します。
必要に応じて、「出願種別(CN特許)」及び「手続定義」の設定についても説明します。

中国において、現在の特許法につながる、最初の特許法が施行されたのは、1985年です。

- ・ 1985年4月1日：中国特許法施行。
中国特許法の正式名称：中華人民共和国専利法
「専利」には、発明、実用新案、意匠が含まれる。
「専利」は発明と意匠を1つの法律で保護しているアメリカ特許法の「patent」に、概念としては最も近いと言われている。
- ・ 1992年9月：中国特許法第1次改正。
- ・ 1994年1月1日：特許協力条約（PCT）の正式締約国となる。
中国国家知識産権局が、国際出願の受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関となる。
- ・ 2000年8月25日：中国特許法第2次改正。
- ・ 2001年7月1日：第2次改正法施行。これが現在の法律のベースとなっている。
- ・ 2001年12月1日：WTOに143番目の加盟国として正式加盟。

(1) 出願種別・使用手続・期限設定

1. 出願種別
2. 使用手続
3. 期限設定

(2) 受任

受任

出願国の指定 (対応出願)

(3) 出願

1. 通常出願
2. 分割出願

(4) 審査経過／中間手続

1. 出願公開
2. 審査請求
3. 実体審査開始通知
4. 自発補正
5. 1 回目の拒絶理由通知
6. 2 回目以降の拒絶理由通知
7. 期間延長
8. 拒絶査定
9. 不服審判
10. 権利付与通知
11. 料金納付
12. 登録
13. 無効審判受け

(1) 出願種別・使用手続・期限設定

1. 中国特許の出願種別の設定。

出願種別

出願種別設定

部分一致

国分類 CN 法分類

Edit New Write

手続設定 期限設定
IDS設定 一覧表示

種別ID 1810 Code P 出願国 中国 法分類 特

並び順ID 1810 種別名 CN特許

手続分類 外国特許2 種別英名 Patent

各種設定 期限設定 年金設定

維持年金 出願時納付 調整期間

存続期限区分 期限の短いも 存続期限A 出願(遡及) 20 最大年数

満了日計算 存続期限B なし 0 延長期間 延長手続

年金納付期限 出願(遡及) 設定納付年 2 最終納付年

年金起算区分 年金納付年 1 年金初行設定区分

更新登録期間 0 更新期限 0 0 使用証明期限起算 登録日

更新起算調整 使用証明期限期間 初 0 次

使用証明期間

出願種別

出願種別設定

部分一致

国分類 CN 法分類

Edit New Write

手続設定 期限設定
IDS設定 一覧表示

種別ID 1810 Code P 出願国 中国 法分類 特

並び順ID 1810 種別名 CN特許

手続分類 外国特許2 種別英名 Patent

各種設定 期限設定 年金設定

優先出願期限 1 優先証明期限 出願日 -3 香港出願期限 公開日 -6

優先有効期限 PD翻訳期限 香港EP指定国

香港登録申請期限 登録日 -6

審査請求期限 出願日(優) 到達期間加算 分割出願期限

予備審査期限 なし 0 審請料返還期間

追完期限 なし 0 EESR応答期間 対応出願期限

出願翻訳期限 実施報告期限

指定納付期限 審査請求延長期間

アクセパンス期限 0

2. 中国特許の使用手続きの設定。

各国手続設定							1810 CN 中国		使用可能手続の印刷	手続定義の追加と修正
Code	国名	工程分類	手続定義ID	手続詳細	IDS Rep	IDS 提出	変更/削除			
▶ CN	中国	出願	出願(審存)	出願(審査請求期限 & 存続期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
CN	中国	出願	変更出願(審存)	変更出願(審査請求期限 & 存続期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
CN	中国	出願	分割出願(審存)	分割出願(審査請求期限 & 存続期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
		出願	国際出願(咨国)	国際出願(予備審査請求期限の計算なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
CN	中国	出願	国内移行(審存)	PCT出願の国内移行(審査請求 & 存続期限)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
		審査	国際公開	国際公開	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
		審査	願審通知	出願番号通知	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
CN	中国	審査	公開	出願公開	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
CN	中国	審査	登録査定	登録査定(設定納付期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
CN	中国	審査	納付(年金)	設定納付(年金期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
CN	中国	審査	登録(年金?)	登録(納付年数入力・存続期限・次回年金)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
		特許庁から指令・通知	拒絶査定	拒絶査定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
CN	中国	特許庁から指令・通知	拒絶査定	拒絶査定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
		特許庁から指令・通知	O.Action	オフィスアクション	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
CN	中国	特許庁から指令・通知	O.Action	オフィスアクション	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
CN	中国	特許庁から指令・通知	2ndOA	2回目以降のオフィスアクション	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
CN	中国	特許庁から指令・通知	審査開始通知	実体審査開始通知(中国特許)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
		特許庁から指令・通知	庁通知	特許庁からの通知(応答不要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
		特許庁への応答・提出	優先証明	優先権証明書の提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
		特許庁への応答・提出	翻訳提出	翻訳文の提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
		特許庁への応答・提出	追完提出	追完提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
CN	中国	特許庁への応答・提出	香港出願せず	香港出願せず	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
		特許庁への応答・提出	審査請求	審査請求	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
CN	中国	特許庁への応答・提出	補正書	補正書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
CN	中国	特許庁への応答・提出	自発補正2	自発補正(中国: 応答期限解除)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

3. 中国特許の応答期限の設定。

手続期限設定														
応答期間設定														
		出願種別	1810	手続ID										
共通種別	国名	固有種別	期限を発生する手続	期限題名	起算日	応答期限	延長期限	回答期限	通知期限	原稿期限	現地指示期限	作成	送付	外国
▶	中国	CN特許	拒絶査定	審判請求	手続日	-3	-3	0	0	0	0	0	0	0
	中国	CN特許	拒絶審決(負け)	出訴	手続日	-3	-3	0	0	0	0	0	0	0
	中国	CN特許	2回目以降のオフィスアクション	2ndOA	手続日	-2	-2	0	0	0	0	0	0	0
	中国	CN特許	実体審査開始通知(中国特許)	自発補正	手続日	-3	-3	0	0	0	0	0	0	0
	中国	CN特許	期間延長?	@EX2 EX1	指令発達	-4	-4	0	0	0	0	0	0	0
	中国	CN特許	登録査定(設定納付期限の計算あり)	設定納付	手続日	-2	-2							
	中国	CN特許	オフィスアクション	Due Date	手続日	-4	-4	-2	-2	-1	-1	-2	-2	14

(2) 受任

受任は、通常は国内案件を外国へ出願する依頼を受けた場合に入力します。
外国出願の依頼を受けた時点での入力について説明します。

以下のような案件を想定して具体的な入力方法を説明します。
それ以外の出願人や受任日等も必須ですが、今回は省略します。

- ・ 受任番号：F1000
- ・ 優先権の基礎：P1000(出願日は 2006/01/10、出願番号は 2006-001122)
- ・ 出願予定国：US, EP, CN

受任台帳: フォーム

受任台帳

完全一致 受任番号 F2000 Preview Print 内内 特

Revival Copy Edit All Entry New Write Delete 文書 請求書 出願手続

受任番号 F2000 外国特許 管理者 担当弁理士
93 自願 JP 特 内外 担当者 山口 事務担当者 出願期限 2007年1月10日

顧客Ref A01 代表出願人 共願人等 1 発明者 0 Your Ref 受任日 2006年10月28日
顧客名 アルプス電気株式会社 分担率% 0 識別番号
部署 顧客担当

件名 件数 0 見解報告 不明 受任経過 受任関連 包袋関連 対応出願 発明者 権利範囲
プリンタのノズル調整装置

優先(条約)	整理番号	出願日	出願番号
JP 特	P1000	2006/01/10	2006-001122

書誌 出願 その他 拡張1 拡張2

先願調査 不明 調査結果 不明
整理番号 出願参照
SubRef
優先日 2006/01/10 原出願日
出願期限 移行期限
優証明期限
優証明提出
願書整理番号
国際出願日
国際出願番号
IPC

レコード: 1 / 1

上記の「優先日」「出願期限」は、受任関連で、優先権の基礎出願を入力することで、自動計算されます。

基礎となる日本出願

受任経過		受任関連		包袋関連		対応出願		発明者	
								New	Delete
▶	優先(条約)	JP	特	出願日	2006/01/10				
	整理番号	P1000		出願番号	2006-001122				

- ・「受任関連」タブを開いて入力します。
- ・関連区分として「優先(条約)」をプルダウンで選択します。
- ・出願台帳に国内事件を入力している場合は、整理番号を入力。出願日・出願番号他をコピーしてきます。入力していない場合は、優先国・四法・出願日・出願番号を手動で入力します。
- ・最先の出願日を優先日として計算し、受任台帳上の「優先日」にセットします。
- ・優先日より1年後の日付を受任台帳上の「出願期限」にセットします。

対応出願

受任経過		受任関連		包袋関連		対応出願		発明者	
								New	Delete
行	出願種別	整理番号		出願ID					
1	US特許/新	F2000-US							
▶ 2	EP特許	F2000-EP							
3	CN特許	F2000-CN							

- ・対応出願については、出願種別と整理番号を入力します。
- ・中国出願は出願種別は「CN特許」とします。
- ・パリルートの場合は、出願国を個別に指定します。ここでは米国・ヨーロッパ・中国の3カ国へ出願するものとします。「US特許/新」「EP特許」「CN特許」を入力します。
- ・出願IDが空白の件は、出願に連結していないことを示します。
出願手続きを行い、出願台帳を作成しますと、そこで新規に作成した出願台帳のIDがこの出願IDにセットされます。そこで出願IDをダブルクリックすると、出願台帳が開きます。

出願手続終了後の状態

- ・ 出願完了の状態となります
完了区分には「出願移管」とセットされます。
完了日には、作業日(システム日付)がセットされます。
- ・ 対応出願は、連結済みとなります。
出願 ID に作成された出願台帳の ID がセットされます。上図の「530, 531, 532」。
出願 ID をダブルクリックすると作成された出願台帳が開きます。

作成された出願台帳

優先日

関連出願

基礎出願はそのままコピーされます。

対応出願の自分以外の出願は、ファミリー(外国出願)として追加されます。

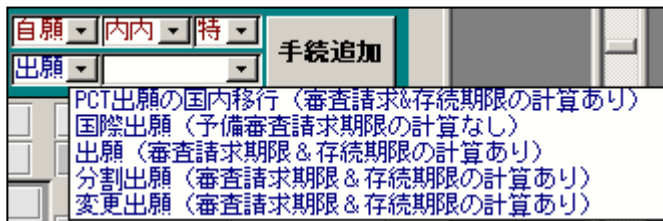
(3) 出願

中国特許の制度上の特徴は以下のとおりです。

- ・国内優先出願制度あり。
- ・新規性喪失の例外あり（刊行物公知については適用なし）。
- ・出願の維持手数料は必要ですが登録時にまとめて支払い。
- ・外国語特許出願（中国語以外での出願）は不可。
- ・分割出願の制度あり。
- ・実用新案制度あり（無審査）。日本の実用新案制度に近い。
特許との相互の変更は認められていないが、同時に出願することは可能。
- ・意匠登録制度あり（無審査）。

以下、出願手続きから説明してゆきます。

出願グループには以下のようなものがあります。



1. 通常出願

ここでは、「出願(審査請求期限&存続期限の計算あり)」を選択します。

出願と同時に、審査請求期限及び存続期限の計算・セットを行なうという意味です。

中国特許における、審査請求期限は出願日（優先権ありの場合は優先日）から3年です。

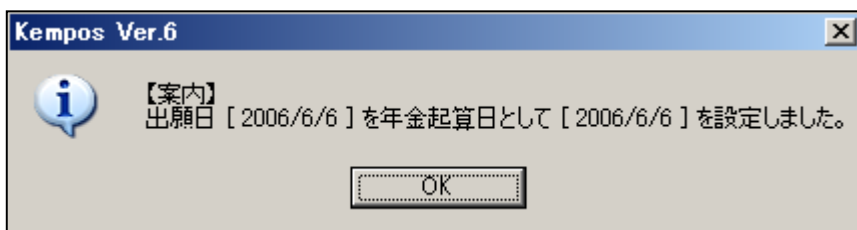
中国における出願番号の形式は以下のようになっています。

- ・1988年以前8桁、89年～2003年9月9日、2003年10月以降は13桁となった。
- ・始めの2桁か4桁は出願の年を示しており（例えば1988年出願なら88、2004年出願なら2004）
- ・3桁めか5桁めは出願の種類（1は特許、2は実用新案、3は意匠を表す）
- ・残りの数桁はその年の出願順番号である（毎年1から開始）。枝番がつきます。
- ・但しPCT出願の場合は3桁めか5桁めが8（特許）または9（実用新案）となる。
- ・出願番号はまた特許番号でもある。

例) 200610012345. 6 は2006年に出願された12345番目の「特許」となります。

CN特許の出願は、出願日と出願番号の入力と審査請求期限及び優先権証明書の計算・設定を伴います。合わせて存続期限・年金起算日の計算・設定を行ないます。

年金起算日として、出願日と同じ日付をセットします。



優先権証明書の提出期限として、出願日から3ヶ月あとの日付をセットします。



出願入力後の画面です。

出願台帳 : フォーム

出願台帳

整理番号: F2000-CN

完全一致 | 整理番号: f2000-cn

Report Preview Print 自願 内内 特 手続追加

Revival Copy Edit All Entry New Write Delete

整理番号: 532 CN 特 内外 担当者 担当弁理士 事務担当者 年金期限

顧客Ref: A01 代表出願人 共願人等 1 発明者 0 Your Ref

顧客名: アルプス電気株式会社 分担率% 0 識別番号

部署 顧客担当 存続期限: 2028/08/08

優先権: 2006/01/10 出願日: 2006年6月6日 公開日 公告日 登録日

原出願 出願No: 200610012345.6 公開No 公告No 登録No

請求項 請求期限: 2009年1月10日 要約・関連 審査経過 出願書誌 図面・包袋 外国出願 外国期限

納付年: 0 月 0 日 審査請求 期限案内 年金更新 受任・他 発明者 権利者 数量 任意期限

名称: English 印刷済 限定表示 年金回数 年金起算: 2006年6月6日 手動期限

プリンタのノズル調整装置 更新回数 出願経過

- ・ 審査請求期限には、優先日から3年後の日付がセットされています。
- ・ 存続期限には、出願日から20年後の日付がセットされています。
- ・ 年金起算日には、出願日がセットされています。

要約・関連	審査経過	出願書誌	図面・包袋	外国出願		
外国期限	期限案内	年金更新	受任・他	発明者	権利者	数量
予審期限		出翻期限		香港願期限		
予審請求		出翻提出		香港出願日		
証明期限	2006/09/06	PD翻期限		香登申期限		
証明提出		PD翻提出		香登申請日		

- ・ 優先権証明書の期限には、出願日から3ヶ月後の日付がセットされています。
- ・ 出願種別及び手続き定義の設定は以下のとおりです。

出願種別

手続き定義

出願種別

出願種別設定

部分一致

国分類: CN 法分類

Edit New Write

種別ID: 1810 Code: P 出願国: 中国

並び順ID: 1810 種別名: CN特許

手続分類: 外国特許2 種別英名: Patent

各種設定 期限設定 年金設定

優先出願期限: 1 優先証明期限: 出願日 -3

優先有効期限: PD翻訳期限

手続定義設定

部分一致

手続定義: 11007

手続定義名: 出願(審存)

手続名称: 出願

手続英名称: Application

手続設定 期限設定

翻訳期限設定

優先証明期限設定: 証明期限

PD翻訳期限設定

2. 分割出願

分割出願は、原出願の権利付与通知の受領から2ヶ月後まで、または拒絶査定を受領から3ヶ月後まで可能です。

分割出願からの分割出願を行える時期は、一番最初の出願に基づき判断されます。

KEMPOSにおける分割出願は、分割出願という出願の種類は持ちません。

出願種別は「CN 特許」となります。

分割出願には、親となる出願が存在しますので、それを「関連出願」で入力します。

入力する際の「関連区分」は「原願(分割)」となります。

ここで入力した出願日(最先の場合)は、出願台帳の原出願日に転記されます。

また、この分割出願の原出願も分割出願で更にその原出願がある場合は、一番最初の出願を「遡及出願」として入力しておきます。

この出願の「原出願日」は、一番最初の出願の出願日となります。

分割出願の入力は、予め関連出願に原出願を入力し、原出願日を確定させた状態で行います。入力は「出願」グループから「分割出願」を選択して行います。

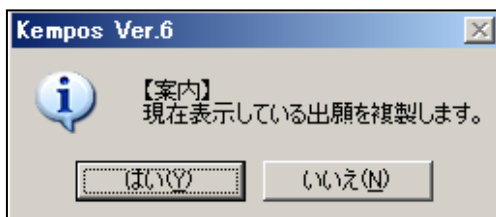
出願経過には「分割出願」として記録されます。

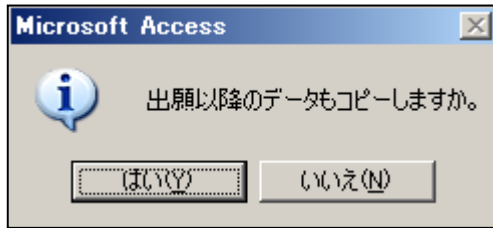
この分割出願も通常の出願と同様に、審査請求期限・年金期限等の設定はありません。

分割出願の親となる出願。

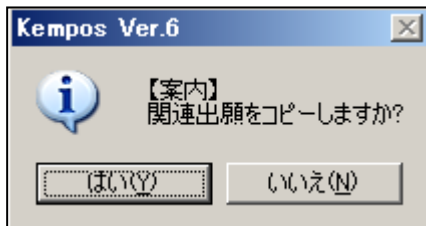
整理番号		CN特許	管理者	審判番号	Report	Preview	Print	自願	内内	特	手続追加
532	CN	特	内外	担当者	異議番号	年金期限					
顧客Ref	A01	共願種別	代表出願人	共願人等	1	Your Ref					
顧客名	アルプス電気株式会社					分担率%	0	存続期限	2026/06/06		
部 署						顧客担当					
優先権	2006/01/10	出願日	2006年6月6日	公開日		公告日		登録日			
原出願		出願No	200610012345.6	公開No		公告No		登録No			
請求項		請求期限	2009年1月10日	外国期限	期限案内	年金更新	受任・他	発明者	権利者	数量	
納付年	0/月/0	審査請求		要約・関連	審査経過	出願書註	因面・包袋	外国出願			
名 称	English	印刷済	<input type="checkbox"/>	指令発送		権利状態		1	出願経過		
プリンタのノズル調整装置		IPC		最終期限		手続名	出願	手続日	2006/06/06	手続	
		通知期限		指 令 日		最終日	2006/06/06	手続期限		受任台帳	
		顧客通知		原稿作成							

上記は、分割出願の元となる台帳です。これをコピーして、分割出願の台帳を作成します。上記で「Copy」ボタンを押します。

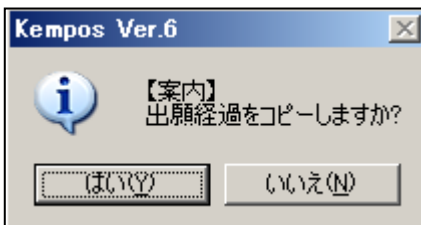




「いいえ」を選択します。



「はい」を選択します。



「いいえ」を選択します。

出願台帳 フォーム

出願台帳 完全一致 整理番号 f2000-cn Report Preview Print 自願 内内 特 手続追加

Revival Copy Edit All Entry New Write Delete

整理番号 F2000-CN-DEV CN特許 管理者 審判番号

572 CN 特 内外 担当者 異議番号 年金期限

顧客Ref A01 共願種別 代表出願人 共願人等 1 Your Ref

顧客名 アルプス電気株式会社 分担率% 0

部署 顧客担当 存続期限 2026/06/06

優先権 2006/01/10 出願日 2006年6月6日 公開日 公告日 登録日

原出願 出願No. 200610012345.6 公開No. 公告No. 登録No.

請求項 請求期限 2009年1月10日 外国期限 期限案内 年金更新 受任・他 発明者 権利者 数量

納付年 0月0 審査請求 要約・関連 審査経過 出願書誌 図面・包袋 外国出願

名称 English 印刷済 指令発送 権利状態 出願経過

プリンタのノズル調整装置 手続名 出願 手続日 2006/06/06 手続

元の出願をコピーした後、整理番号を「F2000-CN-DEV」としたものです。

「F2000-CN-DEV」（分割出願）の関連出願に、親出願（F2000-CN）を入力します。

関連出願	優先(条約)	JP	特	出願日	登録日	IDS	備考
整理番号	P1000	520	1	出願日	2006-001122	登録No	登録 消滅
関連出願	外国出願	US	特	出願日	2006/06/06	登録日	IDS 備考
整理番号	F2000-US	530	2	出願No	09/234.556	登録No	登録 消滅
関連出願	外国出願	EP	特	出願日		登録日	IDS 備考
整理番号	F2000-EP	531	3	出願No		登録No	登録 消滅
関連出願	4 原願(分割)	CN	特	出願日	2006/06/06	登録日	IDS 備考
整理番号	F2000-CN		4	出願No	200610012345.6	登録No	登録 消滅

原出願が入力されましたので、「原出願日」の再計算を行います。

整理番号を入力しましたので、親出願との連結処理を行います。

親出願に、子出願（F2000-CN-DEV）への連結データを追加するか否かを聞いてきます。

「はい」を選択します。

ここで、入力した内容は、出願台帳を保存することで、同時に書き込まれます。

出願台帳の書き込みをキャンセルした場合には、ここで入力した内容も破棄されます。

関連種別指定

関連区分の指定

保存

関連区分 分割

関連出願へ追加される情報

追加先整理番号	整理番号	法分類	国	出願番号	出願日
F2000-CN	F2000-CN-DEV	特許	CN	200610012345.6	2006/06/06

▶ F2000-CN	分割	F2000-CN-DEV	特許	CN	200610012345.6	2006/06/06
------------	----	--------------	----	----	----------------	------------

分割出願の親台帳 (F2000-CN) には分割出願 (F2000-CN-DEV) は「分割出願」と連結されます。

出願関連：フォーム

関連出願 分割 New Delete Tree表示 参照

関連出願	優先(条約)	JP	特	出願日	登録日	IDS	備考
整理番号 P1000		520	1	出願日 2006/01/10	登録日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
整理番号 F2000-US	外国出願	530	2	出願日 2006/06/06	登録日	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
整理番号 F2000-EP	外国出願	531	3	出願日	登録日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
整理番号 F2000-CN-DEV	分割	572	4	出願日 2006/06/06	登録日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

分割出願の出願台帳画面です。関連出願で入力した原出願日が反映されています。

出願台帳：フォーム

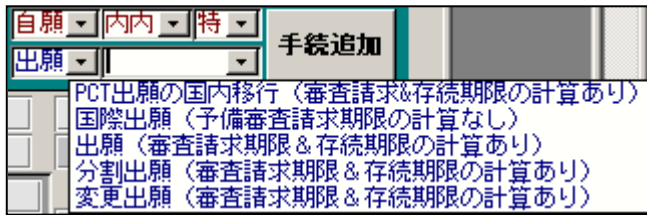
出願台帳 完全一致 整理番号 f2000-cn-dev Report Preview Print 自願 内内 特 手続追加

出願台帳(横) Revival Copy Edit All Entry New Write Delete

整理番号 F2000-CN-DEV	CN特許	管理者	審判番号	年数期限
572	CN	特 内外	担当者	異議番号
顧客Ref A01	共願種別 代表出願人	共願人等 1	Your Ref	存続期限
顧客名 アルプス電気株式会	分担率% 0	部署	顧客担当	

優先権 2006/01/10	出願日	公開日	公告日	登録日
原出願 2006/06/06	出願No	公開No	公告No	登録No

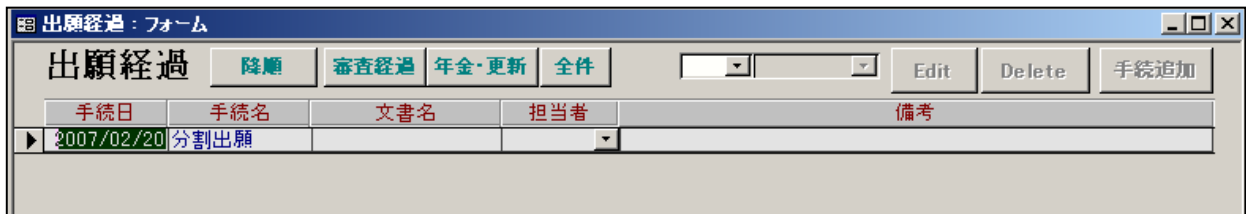
分割出願は「出願」グループから「分割出願(審査請求期限&存続期限の計算あり)」を選択して入力します。



分割出願の入力画面です。入力項目については、通常出願と同じです。



分割出願を入力した後の、出願経過の記録です。分割出願が記録されています。



(4) 審査経過／中間手続

1. 出願公開

中国特許出願は優先日(出願日)から18ヶ月経過後に公開されます。(特許法34条)
出願人の請求があれば、知的財産権局は18ヶ月前でも公開できます。費用は不要です。
公開番号が付与されます。公開番号の形式は以下のとおりです。

1988年以前：国別コード(CN) + 出願年度を示す2桁の数 + 出願の種類(特許は1) +
その年の出願順番号(5桁) + 文献種類別コード(特許はA)

例：CN88105555A

1989年以降：国別コード(CN) + 種類(特許は1) + 整理番号(6桁) +
文献種類別コード(特許はA) となった。

例：CN1066666A

同時に、香港においても権利の取得を行なう場合は、出願公開から6ヶ月以内に、香港特許庁
(香港知識産権署) に対して、記録請求の手続きを行なう必要があります。

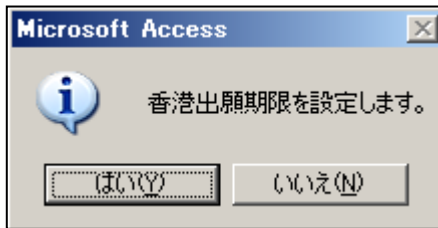
KEMPOSでの入力は、「出願公開」の手続きを選択し入力します。

A screenshot of a software menu. At the top, there are dropdown menus for '自願' (Voluntary), '内内' (Internal), and '特' (Special). Below them is a '審査' (Examination) dropdown. The main menu items are: '国際公開' (International Publication), '出願公開' (Application Publication - highlighted in black), '出願番号通知' (Application Number Notification), '設定納付 (年金期限の計算あり)' (Setting Payment (with annuity term calculation)), '登録 (存続期限の計算なし)' (Registration (without term calculation)), and '登録査定 (設定納付期限の計算あり)' (Registration Assessment (with setting payment term calculation)). A '手続追加' (Add Procedure) button is also visible.

通常に公開日・公開番号を入力します。

出願公開の入力に伴い、「香港出願期限」の設定を行います(出願公開から6ヶ月後)。

A screenshot of a software window titled '出願手続：フォーム' (Application Procedure: Form). The window has a title bar with standard OS controls. Below the title bar, there's a header area with '経過手続' (Progress Procedure) and a dropdown menu set to '出願公開' (Application Publication). To the right of this header is a '転記' (Transfer) button. Below the header are several buttons: 'New', 'Edit', 'Delete', and 'IDS提出' (IDS Submission). The main area contains a form with various fields and buttons. On the left, there are checkboxes for 'IDS', '追完' (Complete), and '期限補正' (Term Correction). The '公開日' (Publication Date) field is set to '2007年7月20日'. Other fields include '経表示' (with a checked checkbox), 'DNTm', '添付DN', '任意期限', '送付日', '受領日', 'クレーム減縮' (with an unchecked checkbox), and '印刷済' (with two unchecked checkboxes). At the bottom, there are tabs for '経過', '引例', and '包装袋'. Below these tabs are three rows of dropdown menus for '管理/技術', '事務/翻訳', and '補助担当'. At the very bottom, there are two text input fields: '公開番号' (Publication Number) with the value '20070223344' and '発送番号' (Shipping Number).



出願公開入力後の画面です。

出願台帳 フォーム

出願台帳 完全一致 整理番号 f2000-cn Report Preview Print 自願 内内 特 手続追加

出願台帳(横) Revival Copy Edit All Entry New Write Delete 審査 出願公開

整理番号 F2000-CN CN特許 管理者 審判番号

532 CN 特 内外 担当者 異議番号 年金期限

顧客Ref A01 共願種別 代表出願人 共願人等 1 Your Ref

顧客名 アルプス電気株式会社 分担率% 0

部署 顧客担当 存続期限 2026/06/06

優先権 2006/01/10 出願日 2006年8月8日 公開日 2007年7月20日 公告日 登録日

原出願 出願No 200610012345.6 公開No 20070223344 公告No 登録No

請求項 請求期限 2009年1月10日 要約・関連 審査経過 出願書註 図面・包袋 外国出願

納付年 0 月 0 日 審査請求 外国期限 期限案内 年金更新 受任・他 発明者 権利者 数量

名称 English 印刷済

プリンタのノズル調整装置

予審期限 出翻期限 香港出願期限 2008/01/20

予審請求 出翻提出 香港出願日

証明期限 2006/09/06 PD翻期限 香登申期限

証明提出 PD翻提出 香登由請口 香港登録申請期限

- ・ 香港出願期限が公開日の半年後の日付で設定されています。

出願種別

出願種別設定 部分一致

国分類 CN 法分類 Edit New Write Delete 手続設定 期限設定

IDS設定 一覧表示

種別ID 1810 Code P 出願国 中国 法分類 特

並び順ID 1810 種別名 CN特許

手続分類 外国特許2 種別英名 Patent

各種設定 期限設定 年金設定

優先出願期限 1 優先証明期限 出願日 -3 香港出願期限 公開日 -6

優先有効期限 PD翻訳期限 香港EP指定国

香港登録申請期限 登録日 -6

- ・ 出願種別「CN 特許」の香港出願期限の設定です。公開日より6月となっています。

2. 審査請求

中国特許の審査請求期間は出願日(優先権主張している場合は優先日)から3年です。審査請求できるのは、出願人のみで、日本と異なり第三者が審査請求することはできません。期間内に審査請求を行なわなかった場合、その出願は取り下げたものと見なされます。

(特許法第35条)

審査請求と同時に自発補正を行なうことができます。

中国特許出願においては、自発補正できるのは、この審査請求時と後の実体審査開始通知から3ヶ月以内の2回だけです。

2001年7月1日から施行された第2次改正法実施細則により、特許出願における補正の時期的・内容的制限が改訂されています。

最大の改訂点は、実体審査での拒絶理由通知に応答する補正が、審査官の指摘したクレームについてしか行えなくなったことです。

このことに対する対処として、実施細則51条①に規定された「発明特許出願の実体審査移行通知書を受け取った日から3ヶ月以内」に、対応外国出願の審査結果等を考慮してクレームの詳細な検討を行い補正すべき点があれば自発補正を行なうということです。

自願 内内 特 手続追加
 特許
 1ヶ月延長(期限を法定期限から1ヶ月延長)
 期間延長
審査請求
 追完提出
 特許庁へのその他の提出書類
 分割手続
 変更手続
 翻訳文の提出
 優先権証明書の提出

出願手続: フォーム
 経過手続 審査請求
 New Edit Delete IDS提出 転記
 IDS 追完 期限補正
 請求日 2007年8月10日 経表示 DNTm 添付DN
 応答元指令 任意期限
 送付日 クレーム減縮
 受領日 1931
 印刷済

出願台帳: フォーム
 出願台帳 完全一致 整理番号 f2000-cn Report Preview Print 自願 内内 特
 出願台帳(横) Revival Copy Edit All Entry New Write Delete 特許 審査請求 手続追加
 整理番号 F2000-CN CN特許 管理者 審判番号
 532 CN 特 内外 担当者 異議番号 年金期限
 顧客Ref A01 共願種別 代表出願人 共願人等 1 Your Ref
 顧客名 アルプス電気株式会社 分担率% 0
 部署 顧客担当 存続期限 2026/06/06
 優先権 2006/01/10 出願日 2006年6月6日 公開日 2007年7月20日 公告日 登録日
 原出願 出願No 200610012345.6 公開No 20070223344 公告No 登録No
 請求項 請求期限 2009年1月10日 外国期限 期限案内 年金更新 受任・他 発明者 権利者 数量
 納付年 0月0日 **審査請求 2007年8月10日** 要約・関連 審査経過 出願書誌 図面・包装 外国出願

- ・ 審査請求入力の出願台帳画面です。審査請求日がセットされています。

3. 実体審査開始通知

知的財産権局は、出願人が提出した実体審査の請求書を受け取った後、発明特許出願に対する実体審査を開始します。

その際、知的財産権局は出願人には、実体審査に入った旨の通知書が送付されます。

出願人は、その「実態審査開始通知」を受け取った日から3ヶ月以内であれば、その出願に対し自発補正を行なうことができます。

自願	内内	特	手続追加
特許			
オフィスアクション			
拒絶査定			
実体審査開始通知 (中国特許)			
特許庁からの通知 (応答不要)			

出願手続 : フォーム		経過手続 審査開始通知		New Edit Delete IDS提出		転記	
<input type="checkbox"/> IDS	追完	期限補正		請求書	提出書	通知状	受任票
発送日	2007年10月25日	経表示	<input checked="" type="checkbox"/>	DNTm		添付DN	
		送付日		クレーム減縮	<input type="checkbox"/>	任意期限	
		受領日		1932		印刷済	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
経過 引例 包袋							
自発補正		2008年1月25日	管理/技術				
最終期限			事務/翻訳				
			補助担当				

- ・ 自発補正期限として、発送日から3ヶ月後の日付けが計算されています。

出願台帳 : フォーム		出願台帳		完全一致	整理番号	F2000-cn	Report Preview Print	自願	内内	特	手続追加
出願台帳(横)		Revival	Copy	Edit	All Entry	New	Write	Delete	特許	実体審査開	
整理番号	F2000-CN	CN特許	管理者	審判番号		年金期限					
532	CN	特	内外	担当者		異議番号					
顧客Ref	A01	共願種別	代表出願人	共願人等	1	Your Ref					
顧客名	アルプス電気株式会					分担率%	0	自発補正	2008/01/25		
部署	顧客担当							存続期限	2026/06/06		
優先権	2006/01/10	出願日	2006年6月8日	公開日	2007年7月20日	公告日		登録日			
原出願		出願No	200610012345.6	公開No	20070223344	公告No		登録No			

- ・ 審査開始通知入力後の出願台帳画面です。
自発補正期限がセットされています。

4. 自発補正

自願	内内	特	手続追加
特許			
	1ヶ月延長（期限を法定期限から1ヶ月延長）		
	期間延長		
	自発補正（中国：応答期限解除）		
	審査請求		
	追完提出		
	特許庁へのその他の提出書類		
	分割手続		
	変更手続		
	補正書		
	翻訳文の提出		
	優先権証明書の提出		

出願手続：フォーム

経過手続 自発補正

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

提出日 2008年1月16日 経表示 DNTrn 添付DN


応答元指令 審査開始通知 2007年10月25日 任意期限

送付日 クレーム減縮

受領日 1933

印刷済

Kempos Ver.6

 【案内】
応答期限が設定されていますが、[自発補正] 2008/01/25 を解除しますか？

- ・転記時に上記のメッセージが表示されます。「はい」を選択します。

5. 最初の拒絶理由通知(Office Action)

拒絶理由通知の中国での名称は「審査意見通知書」です。

最初の拒絶理由通知と2回目以降の拒絶理由通知では、応答期間が異なりますので、別の手続きとして扱います。

ここでは、最初の拒絶理由通知を扱います。

KEMPOSにおいては、最初の拒絶理由通知は、Office Action で入力します。

拒絶の理由は特許法22条～25条にまとめられています。

大よそ以下のような内容です。

第22条：特許権を付与する発明及び実用新案は、新規性、創造性及び実用性を有していなければならない。(新規性・進歩性・実用性)

第23条：特許権を付与する意匠は、出願日以前に国内外の出版物に公に公表され又は国内で公に実施された意匠と同一でも類似でもなく、また他人が先に取得した合法的権利と抵触してはならない。

第24条：特許出願した発明創造が出願日前の6ヶ月以内に、次に掲げる事由の一つに該当する時は、新規性を喪失しない。(新規性喪失の例外。グレースピリオド)

第25条：次に掲げるものについては、特許権を付与しない。

最初の Office Action (以後OAと省略)の応答期限は中国の場合、その発送日から4ヶ月で、最大2ヶ月の延長ができます。

2回目以降の Office Action の場合は、発送日から2ヶ月または3ヶ月となります。

この場合も、最大2ヶ月の延長ができます。

KEMPOSでの最初のOAの入力は、手続きから「オフィスアクション」を選択します。

中国の場合、出願種別(CN特許)にて、応答期間として4ヶ月の指定を行なっていますので、入力した日から4ヶ月後の日付が、「DueDate」という名前で設定されます。

また最大2ヶ月延長できますので、最終期限には、6ヶ月後の日付が設定されます。

同時に「指令発送」日に、OAの発送日が転記されます。

これは、期間延長の際の起算日として使用されます。

2回目以降のOAの入力は、手続きから「2回目以降のオフィスアクション」を選択します。

出願種別(CN特許)では、応答期間としては、0「ゼロ」が設定されています。

これは、応答期限を自動計算しないことを意味します。2ヶ月又は3ヶ月あとの日付を手動で入力します。

同時に「指令発送」日に、2ndOAの発送日が転記されます。

これは、期間延長の際の起算日として使用されます。

OAに対する事務所側の対応としては、おおよそ以下のようになります。

- ・クライアントへの通知
- ・対応案(日本語)の作成とクライアントへの送付
- ・クライアントからの回答
- ・対応案(英語)の作成とクライアントへの送付
- ・クライアントからの回答
- ・外国代理人への対応案(英文)の送付
- ・外国代理人からの受理通知
- ・外国代理人からの完了報告

これに対する、KEMPOSの入力は以下のとおりです。

特許庁からの指令・通知で「オフィスアクション」を選択します。

オフィスアクションの入力画面です。

経過	引例	包袋
Due Date	2008年7月3日	管理/技術
最終期限	2008年9月3日	事務/翻訳
回答期限	2008年6月3日	補助担当
原稿作成	2008年5月3日	発送番号
原稿送付	2008年5月3日	文書名
通知期限	2008年5月3日	備考
指示期限	2008年6月20日	

- 各種期限の自動及び手動での設定。
標準的に設けている管理項目は以下のとおりです。

Due Date : 庁への応答期限です。

最終期限 : 最大延長可能な期限です。

回答期限 : 顧客からの回答希望日です。

原稿作成 : 顧客への案作成予定日です。

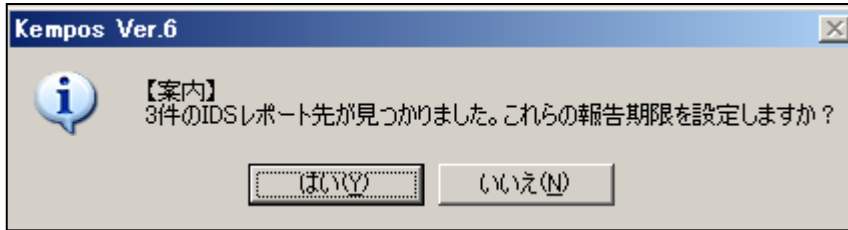
原稿送付 : 顧客への案送付期限です。

通知期限 : 顧客への通知期限です。(OAが来たことをまず通知する期限です)

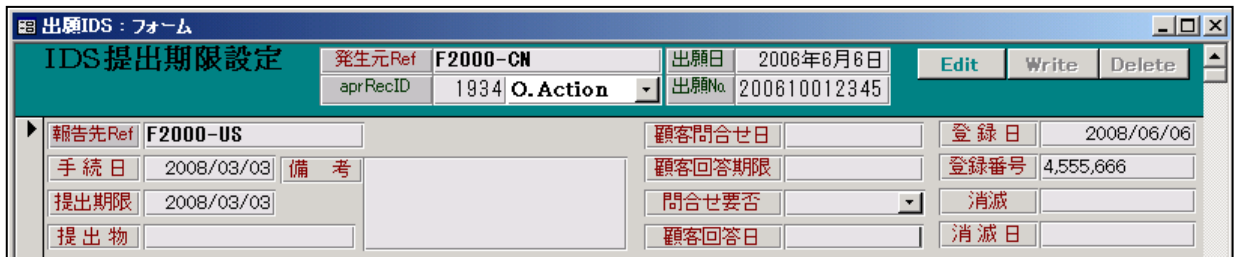
指示期限 : 外国代理人への指示期限です。

- 任意期限を選択して、ユーザーサイドで独自に設定した工程を管理することもできます。
任意期限のここでの説明は省略します。
以降の説明は、標準的に設けている管理項目を使用して工程管理を行う方法を説明します。

同一発明の米国出願があった場合、米国特許のIDS管理へ追加するか聞いてきます。

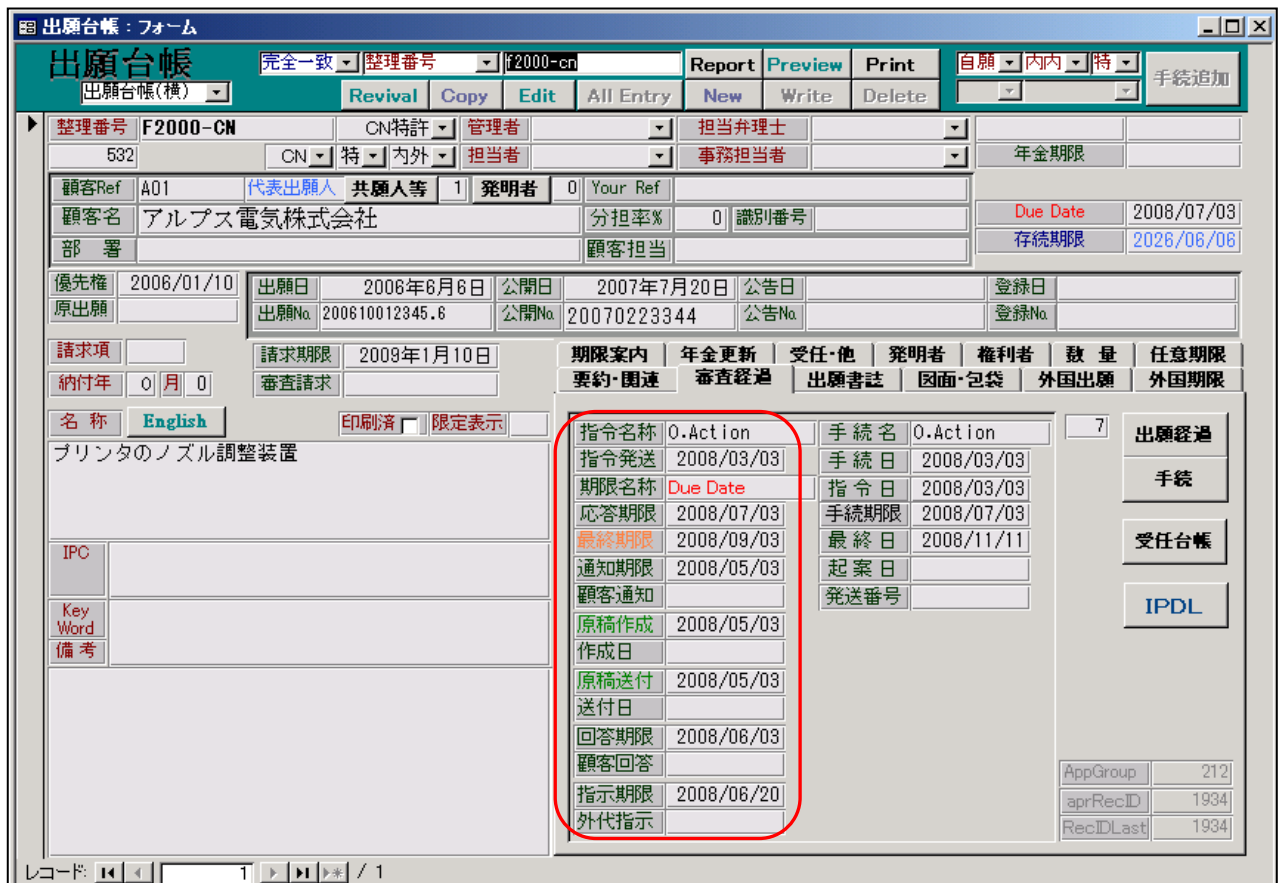


- ・「はい」で以下のIDS期限設定の画面が表示されます。



- ・ここでIDSの期限の設定を行います。

- ・OA入力後の出願台帳の画面です。各種期限が設定されています。



OAに関して、出願人から回答があった場合の入力です。
「OA（出願人からの回答）」を選択します。

回答期限	2006/12/23
顧客回答	2006/12/20
指示期限	2007/01/13
外代指示	

入力したOA回答は、出願台帳上の「顧客回答」に転記されます。

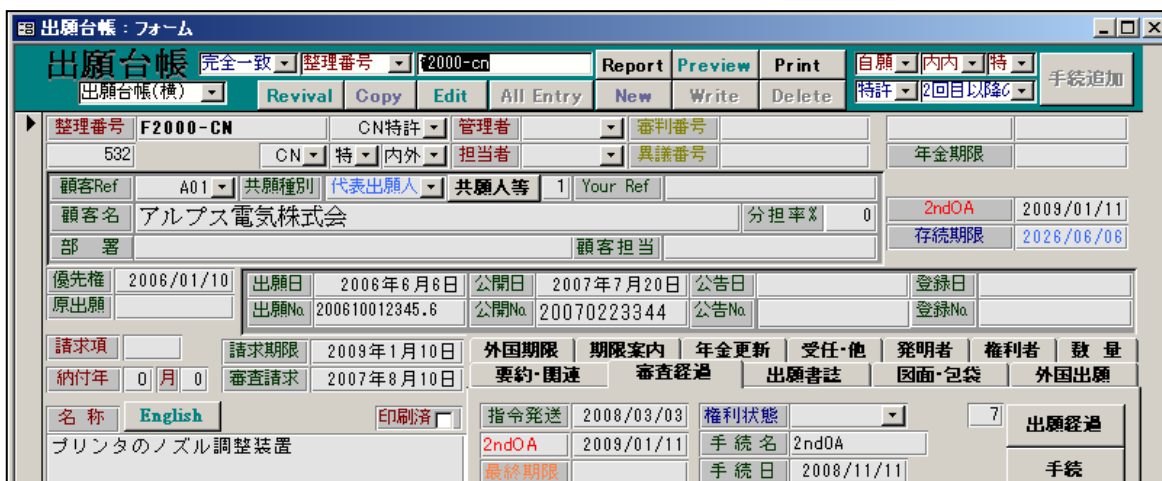
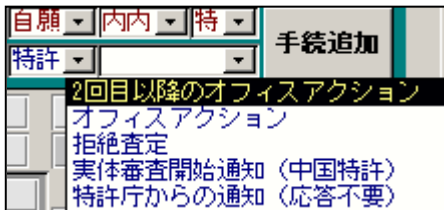
6. 2回目以降の拒絶理由通知(2ndOA)

2回目以降のOAの入力は、手続きから「2回目以降のオフィスアクション」を選択します。出願種別(CN特許)では、応答期間としては、0「ゼロ」が設定されています。

これは、応答期限を自動計算しないことを意味します。2ヶ月又は3ヶ月あとの日付を手動で入力します。

同時に「指令発送」日に、2ndOAの発送日が転記されます。

これは、期間延長の際の起算日として使用されます。



7. 期間延長

中国特許出願においては、期間満了前に一度だけ延期を請求することができます。
延期できる期間は最大2ヶ月です。

KEMPOSでは、手続きとして一般的には「期間延長」の手続きを入力することで行います。
期間延長を入力した場合、延長した期限については手動での入力となります。
期限の名称は「DueDate」から「延長期限」となります。期限一覧にはこの名称で表示されます。

期限管理上、これが何ヶ月延長しているものかを明確に知りたい場合は、別途「1ヶ月延長」
「2ヶ月延長」という手続きを設けています。こちらの入力を行なった場合、延長した期限については、自動で計算されます。「指令発送」日を起算日として、 $3 + 1 = 4$ ヶ月後の日付がセットされます。この場合の1ヶ月延長とは米国特許のOAに対するものとなります。
期限の名称は「1ヶ月延長」となり、期限一覧にはこの名称で表示されます。
何ヶ月延長している期限なのかを明確に把握したい場合には、多少面倒ですが、こちらの方法が良いと思います。

The image shows two screenshots from the KEMPOS software. The top screenshot is a dropdown menu for '手続追加' (Add Procedure) with '期間延長' (Period Extension) selected. The bottom screenshot is the '出願手続: フォーム' (Application Procedure: Form) window. The '経過手続' (Process History) dropdown is set to '期間延長'. The form contains several fields: '申請日' (Application Date) is 2006年12月25日; '送付日' (Delivery Date) is empty; '受領日' (Receipt Date) is empty; '担当者' (Responsible Person) is empty; '延長期限' (Extension Period) is empty and highlighted with a red box; '最終期限' (Final Deadline) is empty; '文書名' (Document Name) is empty; and '備考' (Remarks) is empty. There are also buttons for 'New', 'Edit', 'Delete', 'IDS提出', '転記', 'IDS', '追完', '期限補正', '請求書', '提出書', '通知状', '受任票', '添付DN', and '印刷済'.

一般的な期間延長の場合、延長後の期限は「延長期限」に手動で入力します。
自動計算させるには、以下で説明する「1ヶ月延長」等を使用します。

何ヶ月延長したのかを明確に管理するため「1ヶ月延長」「2ヶ月延長」「3ヶ月延長」の手続きを設けています。

出願手続: フォーム

経過手続 1ヶ月延長

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正 請求書 提出書 通知状 受任票

申請日 2006年12月25日 経表示 DNTTrn 添付DN

送付日

受領日

担当者 印刷済

1ヶ月延長 2007年2月23日 文書名

最終期限 備考

1ヶ月延長します。起算日は延長手続日ではなく、最初の指令日です。

出願手続: フォーム

経過手続 2ヶ月延長

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正 請求書 提出書 通知状 受任票

申請日 2006年12月25日 経表示 DNTTrn 添付DN

送付日

受領日

担当者 印刷済

2ヶ月延長 2007年3月23日 文書名

最終期限 備考

2ヶ月延長します。

出願手続: フォーム

経過手続 3ヶ月延長

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正 請求書 提出書 通知状 受任票

申請日 2006年12月25日 経表示 DNTTrn 添付DN

送付日

受領日

担当者 印刷済

3ヶ月延長 2007年4月23日 文書名

最終期限 備考

3ヶ月延長します。

8. 拒絶査定

審査官は、実体審査によりその出願は特許権付与の要件を満たさないと認めた場合は、出願人に特許出願を拒絶する旨の通知書を送ります。これは、日本での拒絶査定にあたります。出願人は拒絶査定に対して不服がある場合は、拒絶査定を受領した日から3ヶ月以内に、特許審判委員会に不服審判を請求することができます。

KEMPOSでの拒絶査定の入力は、「拒絶査定」の入力で行います。応答手続き等は、基本的にOAと同じですが、いくつか異なる点もあります。期限の名称は「審判請求」となります。

- ・ 発送日より3ヶ月で期限が計算されます。

9. 不服審判請求

中国における不服審判も日本における不服審判と同じく上級審(特許審判委員会)が、審理して決定を下すものです。その決定は審査官を拘束します。
ただし、日本のような登録審決(許可通知)は審判では出しません。特許審判委員会の決定として審査官に差し戻します。

不服審判を請求する権利は、特許出願人のみが有します。
不服審判の手続きは、出願人による「審判請求書」の提出で始まります。
必要な場合には、関係する書類も提出します。

特許審判委員会は審判請求書を受領した後、まず形式審査を行います。

- ・形式審査の結果、補正が必要な場合、「補正通知書」を発送します。
出願人は、通知を受領した日から1ヶ月以内に補正しなければなりません。
- ・形式審査の結果、審判請求が提出されなかったものとみなされた場合、又は受理されなかった場合、特許審判委員会は「審判請求は提出されなかったものとみなす通知書」または「審判請求を受理しない」通知書を、審判請求人に通知する。
- ・形式審査の結果、要件を満たしていれば、「審判請求受理通知書」を審判請求人に発送する。

特許審判委員会は、形式審査に合格した審判請求書(添付された証明書類と補正された出願書類も含まれる)を元の出願の記録とともに、拒絶査定を下した原審査部門に移送します。
この手続きは、日本における、審査前置制度と似ていますが、出願書類を補正した否かに関係なく前置審査が行なわれる点が異なります。

原審査部門は、それらの書類について、前置審査を行い「前置拒絶理由通知書」を作成します。
これは、記録を受領した日から2ヶ月以内で行なわれます。

「前置拒絶理由通知書」は以下の3つのパターンがあります。

- ・審判請求は証拠が十分で、理由が成立し、元の拒絶査定を取り消すことに同意する。
- ・審判請求人が提出した出願書類の補正により元の出願書類の欠陥がなくなった。
この補正を基にして、元の拒絶査定を取り消すことに同意する。
- ・審判請求人の述べた意見と提出した出願書類の補正は、元の拒絶査定を取り消すには不十分であるので、元の拒絶査定を維持する。

原審査部門の見解が、元の拒絶査定を取り消すことに同意するものである場合、特許審判委員会は審理せず、前置拒絶理由通知書に基づいて審決し、審判請求人に通知する。
そして、原審査部門が審査手続きを継続します。

審判手続きの終了

- ・期間内に応答しなかったという理由で、その審判請求が取り下げられたとみなされた場合
審判手続きは終了する。
- ・審決が下される前に、審判請求人がその審判請求を取り下げた場合、審判手続きは終了する。
- ・元の拒絶査定を維持するとの審決が下され、審判請求人が3ヶ月以内に出訴しなかった場合、
審決は確定し、審判手続きは終了する。
- ・元の拒絶査定を取り消すとの審決が下されると、審判手続きは終了する。

特許審判委員会は当該出願に関する記録を原審査部門に返却する。

原審査部門は、審決に基づいて審査手続きを継続する。

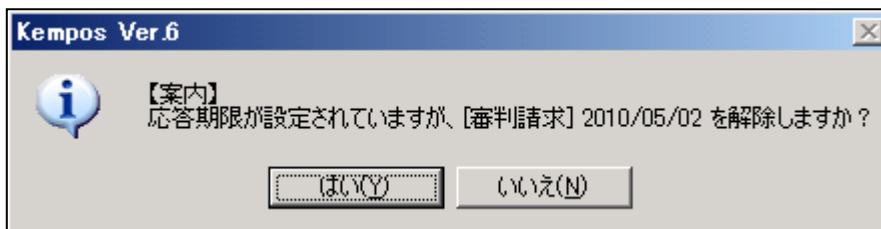
前回、拒絶査定にした理由以外の拒絶の理由がなければ、特許付与する旨の通知書を発送する。
更に拒絶の理由がある場合は、新たに拒絶理由通知書を発行する。

以下の順番で説明してゆきます。

- 9-1. 審判請求
- 9-2. 審判不受理通知
- 9-3. 審判受理通知
- 9-4. 前置審査意見
- 9-5. 審決

9-1. 審判請求。

- 審判請求日及び審判番号を入力します。
- 応答元指令には「拒絶理由」をセットします。



- 審判請求を入力することで、拒絶査定で設定された期限は解除されます。

9 - 2. 審判不受理通知。

出願手続: フォーム

経過手続 審判不受理

転記

New Edit Delete IDS提出

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

通知日 2010年3月20日 経表示 DNTrn 添付DN

任意期限

送付日 送付日 クレーム減縮

受領日 2012年1月23日 印刷済

9 - 3. 審判受理通知。

出願手続: フォーム

経過手続 審判受理

転記

New Edit Delete IDS提出

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

通知日 2010年3月3日 経表示 DNTrn 添付DN

任意期限

送付日 送付日 クレーム減縮

受領日 2012年1月23日 印刷済

9-5. 前置審査意見。

出願手続：フォーム

経過手続 前置意見

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

通知日 2011年10月10日 経表示 DNTTrn 添付DN

任意期限

送付日 クレーム減縮

受領日 2012年1月23日 印刷済

経過 引例 包袋

管理/技術

事務/翻訳

補助担当

発送番号

文書名

備考 拒絶査定を取消す。

9-6. 登録審決。

出願手続：フォーム

経過手続 登録審決

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

審決日 2011年11月11日 経表示 DNTTrn 添付DN

任意期限

送付日 クレーム減縮

受領日 2012年1月24日 印刷済

備考 拒絶査定を取消す。

- ・「拒絶査定を取消す」との審決の場合、審査は原審査部門へ戻ります。
原審査部門は「拒絶査定を取り消す」という審決にしたがって、審査を継続します。

9-7. 拒絶審決の入力画面です。

拒絶査定を維持する審決の場合、審判請求人は、その通知を受領した日から3ヶ月以内に裁判所へ訴訟を提起することができます。

出願手続: フォーム

経過手続 拒絶審決

転記

New Edit Delete IDS提出

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

審決日 2011年12月10日 経表示 DNTTrn 添付DN

任意期限

送付日 送付日 クレーム減縮

受領日 2012年1月24日 印刷済

経過 引例 包袋

管理/技術

出訴 2012年3月10日 事務/翻訳

最終期限 補助担当

回答期限

発送番号

・「出訴」期限が設定されています。(審決日から3ヶ月後)

10. 権利付与通知（特許査定）

実体審査において特許出願が拒絶理由に該当しない場合は、国务院專利行政部門は發明特許權付与の決定をし、發明特許証を発行し、同時に登録し公告する。發明特許權は公告の日から生じる（中国專利法第39条）。

發明特許を付与する旨の通知書は登録手続きをする旨の通知書とともに出願人に送付されます。登録手続きをする旨の通知書には、登録手続きの際に支払うべき登録料及び期間が記載されます。

登録手続きをする場合には、知的財産権局に特許の登録料、維持料及び特許權付与の年の年金を納付する必要があります。

出願人は出願日から2年経過しても特許權が付与されない場合、第3年度から出願維持料を納付する必要があります。（特許法実施細則第94条及び95条）

出願人が、登録手続きを行なう場合、第3年度から特許權付与の年の前年度までの維持料を一括して納付しなければなりません。

特許代理機構（中国の特許事務所）は、出願人に権利付与の通知を転送する場合、登録料を納付する期間を出願人に通知します。

出願人が、知的財産権局の指定した期間内にその費用を納付しない場合、特許出願は放棄したものとみなされます。

香港で権利取得を行なう場合、権利付与された日（登録日）から6ヶ月以内に、香港特許庁（香港知的財産署）に登録申請を行なう必要があります。

（例）出願日が1996年11月1日、登録日が2001年10月27日であった場合。

- ・3～5年度分の出願維持料
 - ・登録料（公報発行料）
 - ・第6年度の年金
- となります。

そして、第7年度の期限は1996年11月1日の6年後で2002年11月1日となります。

この「出願維持料」「登録料」「年金」の納付期限は、中国側代理人の指定の期限を入力するようにします。（特許權付与の決定から2ヶ月と思われませんが、それ以外の日付を指定してくる場合もありますので、それに合わせるようにします）

この作業は、KEMPOSでの入力は「登録査定」を選択して行います。

出願手続: フォーム

経過手続 **登録査定**

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 **期限補正**

請求書 提出書 通知状 受任票

査定日 2011年12月12日 経表示 DNTm

添付DN 任意期限

送付日 クレーム減縮

受領日 2012年1月24日

起案日 印刷済

経過 引例 包袋

管理/技術

設定納付 2012年2月12日 事務/翻訳

最終期限 補助担当

回答期限

発送番号

・「設定納付」期限が設定されています。(登録査定から3ヶ月)

・「登録査定」入力後の出願台帳画面です。「設定納付」期限が設定されています。

出願台帳: フォーム

出願台帳 (横)

完全一致 整理番号 f2000-cn Report Preview Print 自願 内内 特 手続追加

Revival Copy Edit All Entry New Write Delete 審査

整理番号 **F2000-CN** CN特許 管理者 担当弁理士

532 CN 特 内外 担当者 事務担当者 年金期限

顧客Ref A01 代表出願人 共願人等 1 発明者 0 Your Ref

顧客名 アルプス電気株式会社 分担率% 0 識別番号

部 署 顧客担当

優先権 2006/01/10 出願日 2006年6月6日 公開日 2007年7月20日 公告日 登録日

原出願 出願No 200610012345.6 公開No 20070223344 公告No 登録No

請求項 請求期限 2009年1月10日 期限内 年金更新 受任・他 発明者 権利者 数量 任意期限

納付年 0月0日 審査請求 要約・関連 審査経過 出願書誌 図面・包袋 外国出願 外国期限

名称 English 印刷済 限定表示

プリンタのノズル調整装置

IPC

Key Word 備考

指令名称 手続名 登録査定 12 出願経過

指令発送 手続日 2011/12/12 手続

期限名称 設定納付 指令日 2011/12/12

応答期限 2012/02/12 手続期限 2012/02/12 受任台帳

最終期限 最終日 2011/12/12

通知期限 起案日

顧客通知 発送番号

原稿作成

作成日

IPDL

1 1. 料金納付

料金の納付は「設定納付」の手続きで行います。

設定納付の入力を行なうことで、登録査定時にセットされた納付期限は解除されます。

ただし、実務上では、中国代理人は、料金納付を行い特許証が発行されてから報告をしてくるケースが多いようです。その場合、手続きとしては、料金納付を入力せず、登録に一本化してしまいます。KEMPOSでは、登録に一本化する方式としています。

1 2. 登録

出願手続: フォーム

経過手続 **登録**

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

登録日 2012年1月20日 経表示 DNTn

添付DN

任意期限

送付日 クレーム減縮

受領日 2012年1月24日

印刷済

納付年数 1 ~ 6

・納付年数は「6」が初期設定されます。

・登録入力後の出願台帳の画面です。

出願台帳: フォーム

出願台帳(横)

完全一致 整理番号 f2000-cn Report Preview Print 自願 内内 特 手続追加

Revival Copy Edit All Entry New Write Delete 審査

整理番号 F2000-CN CN特許 管理者 担当弁理士

532 CN 特 内外 担当者 事務担当者 年金期限 2012/06/06

顧客Ref A01 代表出願人 共願人等 1 発明者 0 Your Ref

顧客名 アルプス電気株式会社 分担率% 0 識別番号

部署 顧客担当

優先権 2006/01/10 出願日 2006年6月6日 公開日 2007年7月20日 公告日 登録日 2012年1月20日

原出願 出願No 200610012345.6 公開No 20070223344 公告No 登録No

請求項

請求期限 2009年1月10日

審査請求

要約・関連 審査経過 出願書註 図面・包袋 外国出願 外国期限

期限案内 年金更新 受任・他 発明者 権利者 数量 任意期限

納付年 6 月 0

名称 English 印刷済 限定表示

年金回数 年金起算 2006年6月8日 手動期限

年金期限 2012年6月8日 出願経過

納付日

更新回数

・納付年には「6」がセットされています。

・年金期限には「2012/06/06」がセットされています。

1.3. 無効審判受け

「国務院特許行政部門が特許権を付与することを公告した日から、いかなる機関又は組織又は個人もその特許権の付与が本法の規定に合致しないと認めたときは、特許復審委員会にその特許権の無効審判を請求することができる」（特許法第45条）

- 無効審判請求人に関する、利害関係者等の制限はありません。
特許権者が、特許請求の範囲の一部について、無効審判を請求し、自ら特許請求の範囲の減縮のために利用するということができます。
- 無効審判請求の時期に関しては、最初の日が「知的財産権局が特許権を付与することを公告した日」という以外、最後の規定はありません。
特許権の消滅後でもできます。
- 無効の決定は遡及します。無効と決定された特許は最初からなかったものとみなされます。

- 特許審判委員会は無効審判請求書を受領した後、まず形式審査を行います。
- 形式審査の結果、関連規定を満たさず、補正する必要があると認める場合、特許審判委員会は、「補正通知書」を送達し、審判請求人に通知します。
- 形式審査の結果、関連規定を満たすと認められた場合、特許審判委員会は請求人と特許権者に「無効審判受理通知書」を送達します。
更に、無効審判請求書と関連書類の謄本も特許権者に送達し、かつ受領した日から1ヶ月以内に応答するよう要求します。

- 答弁書
- 補正書
- 口頭審理の請求
- 口頭審理通知書
- 無効審判請求審理通知書
- 審決
- 無効審判請求の取り下げ

- 特許権者又は無効審判請求人は特許審判委員会の決定に不服があるときは、通知を受領した日から3ヶ月以内に、特許審判委員会を被告として裁判所に訴訟を提起することができます。

出願手続: フォーム

経過手続 無効番号

転記

New Edit Delete IDS提出

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

通知日 2012年3月3日 径表示 DNTrn 添付DN

任意期限

送付日 受領日 2012年1月24日

クレーム減縮

印刷済

- 無効審判番号の通知をもって無効審判の受けとします。
以降のプロセスについては省略します。